

会 議 要 旨

会議の名称	令和8年度第1回川越市入札監視委員会		
開催日時	令和8年5月20日(水) 午前9時56分開会・午前11時30分閉会		
開催場所	川越市庁舎第1委員会室		
議長(委員長・会長)氏名	委員長 赤羽 哲郎		
出席者(委員)氏名(人数)	委員 中山 達人 委員 浦江 真人 (3名)		
事務局等職員(職、氏名)	契約課課長 勝田 仁美 契約課副主幹 栗原 和成 財務課副主幹 吉川 孝	契約課副課長 高篠 諭 契約課副主幹 榎本 絵美 契約課主査 森実 祐規	(6名)
抽出事案説明者	下水道課副課長 野口 利春 建築住宅課副課長 吉田 嘉代 建築住宅課副主幹 鈴木 勇一 建築住宅課主査 藤沢 啓示 教育財務課主査 新井 寿生 防災危機管理室副室長 中村 大樹 環境施設課所長 高橋 淳 スポーツ振興課副課長 田中 宏明	下水道課主査 忍田 貴秋 建築住宅課主幹 吉澤 和利 建築住宅課主査 武居 直希 教育財務課主幹 鈴木 雅士 建築住宅課副参事 豊田 隆司 防災危機管理室主事 入澤 駿多 環境施設課副主幹 大曾根 陵介 スポーツ振興課主査 猪鼻 大樹	(16名)
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 抽出した事案について (2) その他 3 閉会 4 事務連絡		
配布資料	1 会議次第 2 審査事案通知書 3 審査資料(一般競争入札、指名競争入札、随意契約) 4 発注工事一覧表		
議事の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議案件(一般競争入札3件): 問題なし ・ 審議案件(指名競争入札1件): 問題なし ・ 審議案件(随意契約2件): 問題なし 		

議事の経過

議事の進行・主な質問・意見	答弁
<p>(開会) 矢崎総務部長挨拶及び事務局職員の紹介の後、議事に移った。</p>	
<p>議事(1) 抽出した事案について</p> <p>【審査事案の抽出理由について】</p> <p>○ 令和7年7月から12月までに執行された建設工事に係る一般競争入札の中から、入札者数が1者で落札率が高い工事等、指名競争入札の中から同種工事で同一事業者が3件落札している工事、随意契約の中から落札率が高い工事等を合計6件抽出(抽出者:浦江委員)</p>	
<p>【抽出事案の審議】</p> <p>(一般競争入札) 1. 新河岸北第6処理分区マンホールポンプ施設改築工事</p> <p>○ 入札参加申し込みが5者あったが、応札者が1者になったことについて、どのように考えるか。</p> <p>○ 変更契約を行っているが、どのような理由で工期を延長したのか。また、請負金額に変更はなかったのか。</p> <p>○ 工期が延長されたにもかかわらず、請負金額が変更されないのは一般的な対応なのか。</p> <p>○ 「現場代理人の都合がつかない」とは、具体的にどのような状況を指すのか。</p> <p>○ 現場代理人とは具体的にどういった資格を指すのか。</p>	<p>○ 辞退した事業者に意見を聞いたところ、3者は現場代理人の都合がつかない、1者は下請け会社の都合がつかないとの回答でした。</p> <p>○ 原設計に基づき工事に着手したところ、昨今の社会情勢によりマンホールポンプの製作に必要な部材の入手に時間を要することとなったため、契約金額を変更せず、工期のみを変更しました。</p> <p>○ 今回工期のみを事前に変更契約しましたが、今後金額についても変更協議を行う予定です。</p> <p>○ 聞き取りによると、埼玉県や本市のほかの工事案件も受注しているため、現場代理人の都合がつかなくなったと聞いております。</p> <p>○ 受注者に雇われた社員であれば現場代理人になれますが、資格は所持していなくとも工事に関しての会社の代表となることから、一定程度の経験を有している者が現場代理人となります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札公告が8月上旬で、9月上旬に入札を実施しているが、その1か月の間に代理人の都合がつかなくなるのは、他の現場が決まったためか。 ○ 入札申込事業者はどの時点で辞退をしているのか。 ○ 発注標準額のランクについては、川越市独自で決めているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公告の段階でまず参加申し込みを行い、後に積算の上で他の工事と比較して事業者が他の仕事を選ぶこともあると考えます。 ○ 入札執行の段階で辞退札を入れているものです。 ○ 川越市独自で定めております。(事務局)
<p>2. 川越市市営住宅仙波町2丁目団地K1・K2・K3号棟外壁等改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中止による再入札とのことだが、前回ほどのような経緯で中止となったのか。 ○ Bランクまで拡大したとのことであるが、工事の品質が確保できるかどうかはどのように判断したのか。 ○ 1回目からBランクで発注しなかったのはなぜか。 ○ 入札に参加した4者は、全てBランクの事業者だったのか。 ○ どの事業者がAランクだったのか。 ○ 落札した事業者は1回目の申込事業者と同じであるか。 ○ 3者が最低制限価格と同額で応札しているが、よくあることなのか。 ○ 3者全てが同額で応札したことから、抽選により決定したのか。 ○ 入札が中止に終わった場合、再入札の方法としては、(1) 同一条件で再実施する、(2) 地域要件を県外まで広げる、(3) 格付け要件の範囲を広げる、の3通りが考えられるが、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1回目の入札は建築Aランクの参加資格で発注しました。申し込みは1者ありましたが、その業者が辞退したため入札は中止となりました。そこで、2回目は参加資格を建築Bランクまで拡大して発注しました。 ○ 発注標準額ではAランクに該当しますが、工事の内容が外壁及び屋上防水の改修工事で、職種が多くないため、Bランクの事業者でも対応可能と判断しました。 ○ 市が定める発注標準額があるため、当初はAランクで発注を行いました。 ○ 4者のうち1者はAランクで、残りの3者はBランクでした。 ○ 落札した事業者がAランクでした。 ○ 異なる事業者です。 ○ 予定価格及び最低制限価格の計算式が公表されていることから、計算の結果、最低制限価格で応札したものと思われます。 ○ そのとおりです。 ○ 本来は市内事業者のみの応札が望ましいものの、発注時期が8月であったため、当初は県内事業者まで対象を広げて対応しました。再入札では、工事の内容からBランクでも対応可能であると判断したため、地域要件

<p>県外まで広げずに格付要件を広げることとした理由は。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事箇所が市営住宅であるため、工事を早めに完了する必要があったのか。 ○ 辞退理由にある「技術者不足」とは、具体的にどのような内容か。 ○ 県の工事が先に決まるのはどういった場合か。 ○ 公告から執行までの期間の長さが影響し、辞退が多く発生していると考えられる。公告から執行までの期間を短縮した場合、事業者にはどのような影響があるか。 	<p>の拡大ではなく、格付要件を広げることとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市営住宅のため工事を実施できる期間が限られており、エアコンが設置されていない住戸もあることから、できる限り早期に工事を完了させる必要がありました。 ○ 建築の場合、案件1の土木工事と異なり、現場代理人のほかに主任技術者や監理技術者といった資格者を配置する必要があります。そのため、県の発注工事や民間工事を優先すると、本市への応札の段階で必要な技術者を確保できないことが考えられます。 ○ 県の発注時期が本市より早いと、技術者が県の工事に配置されるため、本市への配置ができなくなります。そのため、年度の途中で本市の発注が遅れる場合は、技術者の数が不足します。 ○ 5,000万円未満の工事であれば10日間、5,000万円以上の工事であれば15日間の見積期間を確保するようにしております。一定の基準を定め、年間スケジュールをあらかじめ計画した上で入札を行っております。(事務局)
<p>3. 川越市立南古谷中学校大規模改造（外部）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の改修はスケジュールを定めて行って計画的に行っているのか。 ○ 前回不調による再入札であるが、不調の経緯は。 ○ 中止と不調はどのような違いがあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ スケジュールを決めて工事を行っております。 ○ 入札参加者は3者で、そのうち2者が失格、1者が辞退しました。失格となった2者は、同日の他の入札で落札者になったため、技術者が不足して落札候補者を辞退したことにより失格となりました。 ○ 本市では、入札参加者がいなかった場合や応札者がいなかった場合など、開札に至らなかったときは中止として運用しています。また、開札に至ったものの、有効な応札者がいなかった場合や落札者が決まらなかった場合は不調として運用しています。(事務局)

<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査案件2の場合と異なり、当初は市内に限定し、再入札で県内業者まで拡大した理由は。 ○ 案件2のように格付範囲をBまで拡大する方法も考えられるが、どのような判断で地域要件を広げたのか。 ○ 案件2と同様に落札率が92%であるが、この数字となった理由はあるのか。 ○ 計算方法は工事種別によって異なるのか。 ○ 設計金額と予定価格は同額か。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本案件は夏休みを中心に工事を実施するため、6月に入札公告を行いました。案件2と比較すると、年度の早い時期での発注となるため応札の可能性が高いと見込まれ、当初は市内に限定して発注しました。 ○ 案件2よりも年度の早い時期に出していることから、県内事業者まで拡大すれば応札があると考えました。 ○ 本市では予定価格を事前公表しており、また最低制限価格の計算式をホームページで公表しています。そのため、直接工事費や共通仮設費等をもとに算出した数値が最低制限価格となり、その計算結果が設計金額の92%を超える場合には、一律で92%が最低制限価格となります。したがって、事業者が積算した結果が92%を超えたため、92%で応札したものと考えられます。(事務局) ○ 建設工事はすべて同一の計算方法です。ただし、工事委託においては業務により率が異なります。(事務局) ○ 同額となります。(事務局)
<p>4. 防災行政無線屋外拡声子局移設工事(子局No. 62東洋大学ほか1箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の事業者のみしか参入できない現状なのか。 ○ 今回は、設置メーカーの機材を取り扱える事業者を対象としているとのことだが、抽出理由となった発注工事一覧表(指名競争入札)の4及び5も同一事業者が落札しているため、同じ内容の工事か。 ○ 他の2者が落札した場合でも、同じシステムであれば問題ないということか。 ○ 発注工事一覧表(指名競争入札)案件3～5の工事については、同一事業者が落札しているが、一つの事業者が施工する必要はなく、他の事業者が施工しても差し支えない、という理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 結果的に同一事業者が落札する結果となっています。 ○ 工事する箇所は別となりますが、発注工事一覧表(指名競争入札)案件3～5につきましては、国からの緊急地震速報等を自動で流す受信装置を一体的に運用するシステムとなりますので、いずれも設置メーカー製品を取り扱える業者による工事となります。 ○ そのとおりです。 ○ そのとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の事例でも本工事の落札者と同じ事業者が落札しているのか。 ○ 設計はどこで行っているのか。 ○ 見積書は取得しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5・6年度も同一の3者による指名競争入札で実施していますが、他の事業者も落札しております。（事務局） ○ 建築住宅課において設計しております。 ○ 基本的には国の積算資料等により金額の積算を行っていますが、メーカー由来の製品については、メーカーから参考見積を取得しております。
<p>(随意契約) 5. 東清掃センター焼却施設定期整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 性能発注方式とはどのような発注方式か。 ○ 東清掃センターはいつ作られたのか。 ○ 定期整備工事は、その時点から当該事業者が実施しているのか。 ○ 建設時点で、定期整備に係るコストをある程度計算した上で定期整備工事の契約をしているのか。 ○ 施設を作った事業者のみがノウハウがあるとのことであるが、どのように設計価格を積算しているのか。 ○ 老朽化していると思うが、耐用年数はどのくらいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発注者が詳細な仕様を示さず、ごみ処理能力や環境基準などの達成すべき性能のみを仕様書に提示し、詳細な設計については相手方の事業者の裁量に委ねる発注方法となっております。環境プラントの機械設備においては有効な手法であるといわれております。 ○ 昭和61年11月に竣工しており、今年で40年目になります。 ○ 施設の竣工後の3年間の保証期間経過後、平成元年から現在に至るまで、工事の名称は異なるものの、当該事業者と随意契約により実施しております。 ○ 毎年実施する定期整備工事については、前年度に施設点検を行い、劣化具合を診断した上で、劣化している部分の工事を計画し、実施しています。 ○ 事前にプラントメーカーと工事内容や進捗について調整を行った上で参考見積を取得し、これを基に設計を行っています。参考見積についてはコンサルタント会社に査定を依頼し、人件費の妥当性や同類工事との比較により費用が過大でないかを確認しています。さらに、市の技術管理課でも設計審査を行った上で設計金額を決定しています。 ○ ごみ処理施設は通常20年から25年が耐用年数と言われますが、延命化工事により約40年程度まで延ばすのが一般的です。当施設につきましては40年が経過しております。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 予定価格は公表されているのか。 ○ 設計審査を依頼するコンサル会社は特定の事業者なのか。 	<p>が、令和元年度から令和3年度にかけて大規模改修工事を行ったため、竣工後はさらに15年以上運用する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約に関する予定価格は公表しておりません。(事務局) ○ 環境省や厚生労働省の外郭団体であった一般財団法人日本環境衛生センターに依頼しています。同センターは、資源化センターの建設に関する検討業務やごみ処理計画の作成実績があり、本市のごみ処理行政に精通した事業者です。
<p>6. (仮称) 宮元町多目的グラウンド防災倉庫設置工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災倉庫の面積が延べ8.9㎡であるが、何を保管する予定か。 ○ 川越市では同じような防災倉庫が何箇所くらい設置されているのか。 ○ 多目的グラウンドで4つの工事があるとのことだが、他はどのような工事か。 ○ 他の工事は入札により執行したのか。 ○ 防災倉庫については、予定価格から随意契約にしたという理解でよいか。 ○ 発注工事一覧表(随意契約)を見ると、見積者数が1者のものから複数者のものまであるが、見積者数はどのように決定しているのか。 ○ 業者を任意に指名するという点で、指名競争入札と随意契約では何が異なるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ プレハブ倉庫のような形で、マンホールトイレや防災パーゴラに用いる資材を保管することを考えております。 ○ 指定緊急避難場所は、災害発生後に一時的に集合する場所となりますが、こういったプレハブ型の倉庫はないと担当課から聞いています。 ○ グラウンド自体の土木工事、植栽・遊具設置工事、トイレ設置工事、電気関係工事に、今回の防災倉庫設置工事を加え、全部で5本の工事となっております。 ○ 入札を実施しております。 ○ そのとおりです。 ○ 契約規則では、随意契約を行う場合、原則として2者以上から見積を徴する必要があるとされています。競争性を高める観点から、もう1者加えて3者から取得しています。 ○ 随契基準額未満である随意契約1号に該当する案件については、発注課自ら複数の事業者を選定して契約手続きを行うことができるため、手続方法が異なります。なお、1号随契基準額を超える随意契約案件については、契約課が執行します。(事務局)

<p>○ 1号随契の場合、見積書の取得者数は2者以上でよく、3者以上取得するかどうかは発注者側が自由に決めてよいということか。</p> <p>○ 倉庫の広さについては、防災上の基準はあるか。</p>	<p>○ 基本的には3者から見積を取得しますが、発注課の判断で4者又は5者としている場合もあります。(事務局)</p> <p>○ 防災上の基準があるとは聞いておりませんが、何を保管するかという観点から確保した広さです。</p>
<p>その他 (意見)</p> <p>○ 入札結果表に記載されている「辞退理由」について、事業者は具体的職種や理由を挙げず「技術者不足」とする傾向がある。発注者側は事業者の回答をそのまま記載せざるを得ないが、可能な範囲で現場代理人、主任技術者、監理技術者など具体的職種や辞退理由を明記するよう求めるべきである。</p>	<p>○ 次回以降の抽出の際には、具体的な辞退理由及び職種について聞き取り調査を行うよう担当課に周知することとする。</p>